

## 春日井市療法士等派遣事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第2号に基づき実施する地域リハビリテーション活動支援事業として、地域において介護予防の取組を強化するため、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士（以下「療法士等」という。）を派遣する春日井市療法士等派遣事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 理学療法士 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第6条の規定に基づき理学療法士免許証の交付を受けた者
- (2) 作業療法士 理学療法士及び作業療法士法第6条の規定に基づき作業療法士免許証の交付を受けた者
- (3) 言語聴覚士 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）第6条の規定に基づき言語聴覚士免許証の交付を受けた者
- (4) 住民主体サービス等 春日井市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年4月1日施行）第3条第1号イ(エ)に規定する住民主体のサービス又はこれに準ずるサービス

### (実施主体)

第3条 事業の実施主体は、春日井市とする。

- 2 市長は、事業の実施を、指定訪問看護事業所、指定訪問リハビリテーション事業所、介護老人保健施設、保険医療機関その他療法士等を職員として配置する事業を運営する者に委託することができる。

### (事業所の登録)

第4条 前条第2項により事業を受託しようとする者は、あらかじめ療法士等派遣

事業所登録届（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) 事業所の種別を証する書類の写し
- (2) 事業所に配置する療法士等のうち代表者の資格を証する書類の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(事業内容)

第5条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 地域包括支援センター支援事業 地域包括支援センターの職員が次条第1項に規定する者の自宅を訪問する場合に、療法士等を派遣する事業
- (2) 住民主体サービス等支援事業 住民主体サービス等を実施する団体に療法士等を派遣する事業  
(派遣対象者)

第6条 地域包括支援センター支援事業により療法士等の派遣を受けることができる者は、市内に住所を有する65歳以上の者又は介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条に規定する疾病に罹患した40歳以上64歳以下の者で地域包括支援センターが派遣を必要と認めたもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「派遣対象者」という。）とする。

- (1) 法第19条第2項に規定する要支援認定を受けた者
- (2) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の4第2号に規定する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 住民主体サービス等支援事業により療法士等の派遣を受けることができる者は、市内で実施する住民主体サービス等を実施する団体とする。

(派遣の申請)

第7条 地域包括支援センター支援事業による療法士等の派遣を希望する者は、訪問する派遣対象者の同意を得て、地域包括支援センター支援事業療法士等派遣申

請書（第2号様式）により市長に申請しなければならない。

- 2 住民主体サービス等支援事業による療法士等の派遣を希望する者は、住民主体サービス等支援事業療法士等派遣申請書（第3号様式）により市長に申請しなければならない。

（派遣の決定）

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を速やかに審査し、派遣の要否を決定するものとする。

- 2 市長は、派遣を決定したときは、療法士等派遣決定通知書（第4号様式）により申請した者に通知するとともに、第4条の規定により届け出た者（以下「受託事業者」という。）に療法士等派遣依頼書（第5号様式）により派遣を依頼するものとする。

- 3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、療法士等を派遣しないこととし、療法士等派遣却下通知書（第6号様式）により申請した者に通知するものとする。

- (1) 派遣対象者が入院治療を要するとき又は伝染性の疾患を有するとき。
- (2) 派遣対象者が療法士等に対し、暴行、脅迫等の非行を行ったとき又はそのおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。

（リハビリテーション評価票）

第9条 受託事業者は、地域包括支援センター支援事業により派遣対象者を訪問したときは、リハビリテーション評価票を作成し、地域包括支援センターに交付するものとする。

（派遣回数等）

第10条 地域包括支援センター運営事業により療法士等を派遣する回数及び時間数は、次のとおりとする。

- (1) 派遣回数 同一派遣対象者につき1回（地域包括支援センターが介護予防支

援計画又は介護予防サービス計画書を作成し、計画の変更が必要と市長が認めるときは、再度派遣することができる。）

(2) 派遣時間数 1回当たり1時間以内

2 住民主体サービス等支援事業により療法士等を派遣する回数及び時間数は、次のとおりとする。

(1) 派遣回数 同一派遣対象者につき、同一年度内に2回まで（1回目の派遣後6か月を経過しない間は、再度派遣することができない。）

(2) 派遣時間数 1回当たり1時間以内

(費用負担等)

第11条 療法士等の派遣に伴う利用料は、無料とする。

(事業報告等)

第12条 受託事業者は、療法士等を派遣した日の翌月の市長が指定する日までに事業実績報告書を提出しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。